

処 分 の 名 称	保安教育計画を定めるべき者の指定取消
根拠法令・条項	火薬類取締法施行規則第 67 条の 7 第 4 項
関係法令・条項	・火薬類取締法第 29 条第 4 項 ・火薬類取締法施行規則第 69 条第 1 項
審 査 基 準	—
標 準 処 理 期 間	5 日